

# 会報 木の国わかやま

Land and House Investigator Wakayama

Vol. 82  
2026.01.01



「岐阜県白川郷」



和歌山県土地家屋調査士会



## 土地家屋調査士倫理綱領

### 1. 使命

不動産に係る権利の明確化を期し、  
国民の信頼に応える。

### 2. 公正

品位を保持し、公正な立場で  
誠実に業務を行う。

### 3. 研鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

# CONTENTS

## ごあいさつ

和歌山県土地家屋調査士会	会長 西端 俊彦	.....	1
和歌山地方法務局	局長 田中 和明	.....	3
(公社) 和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	理事長 飯田 隆之	.....	5
和歌山県土地家屋調査士政治連盟	会長 長岡 史郎	.....	6

## 情報の広場

相続土地国庫帰属制度	.....	7
和歌山地方法務局からのお知らせ	.....	9

## 報 告

表彰	広報部	.....	11
----	-----	-------	----

## 部会だより

総務部	総務部長 寺地 聰彦	.....	12
財務部	財務部長 松本 光弘	.....	13
業務部	業務部長 栗原 裕志	.....	14
広報部	広報部長 津田 真宏	.....	15
研修部	研修部長 宮本 良	.....	17
境界問題相談センターわかやま			
	境界問題相談センターわかやま センター長 山村 定司	.....	19
寄附講義委員会	副委員長 仲谷 雅弘	.....	20

## 支部だより

和歌山支部	支部長 山下 隆士	.....	23
紀北支部	支部長 仲谷 雅弘	.....	24
有田支部	支部長 中尾 友明	.....	25
御坊支部	支部長 金崎 守哉	.....	26
田辺支部	支部長 坂本 守生	.....	27
新宮支部	支部長 東 孝通	.....	28

## 投 稿

A I 時代に、土地家屋調査士が残せる価値	紀北支部 栗原 裕志	.....	30
専門医と土地家屋調査士？？？	紀北支部 川口 吉雄	.....	32

## 事務局だより

## 新入会員紹介



## 新年の御挨拶

和歌山県土地家屋調査士会

会長 西端俊彦

新年あけましておめでとうございます。清々しい新年を迎える、会員の皆様、ご家族の皆様、本会関係機関各位におかれましては、ご健勝のこととお喜び申し上げます。

日頃は本会の活動にご理解ご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

近年、デジタル化、オンライン化の推進によりスマートフォン一つで生活に関することが概ね完了してしまう時代になっていますが、私たちが取扱う登記申請や測量業務においても同様にその波が押し寄せています。

本会では業務部が中心になり、最新技術を取り入れた業務研修会を実施及び予定しております。

全国的な話でもありますが、和歌山県でも人口減少がみられ、どの業界においても人手不足と言われています。そうした中ではデジタル技術への対応と業務の効率化を考えざるを得ない状況かと思います。

私たちの業務は、現場作業が必ずあり、すべてが机上で終わることは無いのですが、

最新技術を効率よく採用することはこれからの課題でもあります。

会員の皆様の資質向上と研修機会の充実のために、役員一同努力してまいります。

会員個人におきましても、できる限り研修会への参加を頂き、不足部分や必要に応じた個別研修に関しては日本土地家屋調査士連合会の manaable を活用した研修で自己研鑽に利用してください。

また、所有者不明土地問題の対応、相続登記義務化の対応、近年多発する自然災害からの復旧・復興、法 14 条地図作成、災害を未然に防ぐための狭い道路解消等、土地家屋調査士が関わるべき業務は沢山あります。

昨年ありました大規模火災の延焼原因の一つに、住宅密集地で道路が狭く緊急車両が通行できないことがあったと言われております。

空き家対策と共に狭い道路解消も大きな課題といえます。これらの問題は、地方公共団体、公共嘱託登記土地家屋調査士協会、

そして政治連盟の力添えが必要不可欠であります。関係諸団体との連携を深め、問題解消に向け協力していきたいと考えます。

和歌山県土地家屋調査士会では、広報部が中心となり、社会貢献活動、広報活動として平成24年から和歌山県赤十字血液センター様と共に献血活動を実施、平成27年から和歌山大学経済学部における寄附講義として不動産登記法や地図作成等について授業を実施しております。いずれも、10年以上毎年実施しており関係機関等からも評価を頂いているものです。

また、法務局や専門士業団体と総務部が中心となり協力しながら、登記等の法律無料相談会を開催し社会貢献に取り組んでいます。そうした中で土地家屋調査士を皆様に認知して頂き、一層社会に貢献していきたいと考えております。会員の皆様には、会務運営にご理解ご協力頂きますよう、よろしくお願い致します。

結びに、本年が会員の皆様にとって、実り多き一年となりますよう、そして、ご家族皆様及び関係各位のご多幸とご健勝を心よりお祈り申し上げ、年頭のあいさつとさせていただきます。





## 新年の御挨拶

和歌山地方法務局

局長 田中和明

新年明けましておめでとうございます。

和歌山県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、新しい年を健やかに迎えられたこととお慶び申し上げます。本年もどうぞよろしくお願ひいたします。

また、平素から、不動産の表示に関する登記を始めとする当局の業務運営に対しまして格別の御支援と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、7月30日にロシアのカムチャツカ半島付近を震源とする巨大地震が発生し、気象庁は、北海道から和歌山県までの太平洋沿岸に最大3メートルまでの津波が到達するとする津波警報を発表したことから、和歌山県においても災害対策本部が設置され、沿岸部自治体では避難指示を発出しました。幸いにも、県内に到達した津波は最大で50センチメートルほどだったこともあり、同日中に津波注意報に切り替わり、翌日までには注意報も解除となりました。

また、昨年10月には、政府の地震調査委員会が、南海トラフ巨大地震の今後30年以内の発生確率を、これまでの「80%程度」から「60~90%程度以上」に見直すこともあり、国民の災害に対する意識が大きく高まっています。不動産登記制度は、災害関連事業の実施において不可欠な基礎的情報を提供する一面もあることから、災害対策の観点において不動産登記制度に向けられる国民の期待も寄せられているとこ

ろです。

このような中、法務局は、国民の社会経済活動等の基盤となる業務を担う行政機関として、社会経済情勢の大きな変化の中で生じた防災・減災や災害からの復旧・復興といった新たな行政需要にも的確に対応し、国民の期待に着実に応えていかなければなりません。特に、法務局の基幹業務である登記事務を円滑に運営するためには、会員の皆様の御協力が必要・不可欠です。引き続き、会員の皆様と法務局が連携して登記行政を推し進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

ここで、最近の当局の表示登記に関する各種の取組等について、誌面をお借りしてお伝えさせていただきます。

はじめに、地図作成事業についてです。政府方針である「経済財政運営と改革の基本方針2025」、いわゆる「骨太の方針」では、戦略的な社会資本整備の一つとして、所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針等に基づき、地籍調査・法務局地図作成を含む所有者不明土地等対策を一体的・総合的に推進することとされています。

地図作成事業については、令和6年3月に法務省が定めた地図整備計画の基本方針では、DIDかつ地図混乱地域のうち、防災・減災関係の開発等を含む公共事業等が予定されている地区や各種ハザードマップ上の特に危険とされている地区などを対象として法務局地図作成事業を実施する方針

とされたことから、当局では、昨年度に向こう 10 年間の地図整備計画を策定し、本年度は、和歌山県御坊市薗ほかの地域における法務局地図作成事業を、公益社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会に受託していただき、円滑かつ確実に進めていただいております。御尽力いただいている関係各位に対しましては、改めて御礼申し上げます。法務局地図作成事業は、困難度が増すとともに各方面からの期待が一層高まっていることから、地図整備計画では、より高い効果が望まれる地区での実施を予定しており、国民の信頼と期待に応えることができるよう適切に取り組んでいきたいと考えておりますので、引き続き、会員の皆様の御理解と御協力を頂きますようよろしくお願いいたします。

次に、筆界特定制度についてです。会員の皆様にも筆界調査委員として、また、申請人の代理人として御尽力いただいている筆界特定制度は、制度発足から 20 年が経過し、全国で毎年 2,000 件程度の申請がされており、筆界特定制度創設前の裁判所における筆界確定訴訟の新受件数が年約 800 件といわれていたことからすれば、従前の訴訟の 2 倍を超える件数の申請がされ続けているということになり、この状況を勘案すれば、筆界特定制度は、広く国民に認知され、定着した制度となりました。また、当局においては和歌山県土地家屋調査士会の認証 ADR 「境界問題相談センターわかやま」とタイアップした無料相談会を毎月開催しており、これにより、筆界特定と認証 ADR の両制度が国民に周知され、それぞれの制度の特性をいかした活用が促進されることにより土地の境界をめぐる紛争解決に大きく寄与しているところであります。会員の皆様には、引き続き、筆界特定制度の円滑な運用につきまして御理解、御協力を頂きますようお願いいたします。

三点目に、表題部所有者不明土地解消事業についてです。土地の表題部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない登記の解消については、地方公共団体の要望等を踏まえ、登記官が所有者等の探索を行

作業を実施しておりますが、その探索の過程において所有者等探索委員の方に専門的な知見を基に必要な調査を行っていただいており、現在、貴会から 16 名の方に所有者等探索委員として調査に御協力いただいております。表題部所有者不明土地解消事業は、所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針において、着実に進めるよう盛り込まれていることから、法務局の重要な課題の一つに位置づけられており、災害対策のための公共事業の円滑化に資するものでもあることから、円滑かつ迅速に作業が実施できるよう、引き続き、御支援と御協力をお願ひいたします。

ところで、本年 2 月 2 日には所有不動産証明制度が、同年 4 月 1 日には住所等変更登記の義務化及び職権による住所等変更登記等が施行されます。いずれも所有者不明土地等の解消に向けて制定された民事基本法制の見直しに基づくものであり、これらの制度は相続登記の義務化とともに幅広い国民に影響するものであるため、その内容や意義について広く国民の理解を得ることが必要であることから、十分な周知・広報を行うためにも、会員の皆様の御協力が欠かせませんので、より一層の御支援をよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家である土地家屋調査士に対する国民の信頼と期待がますます高まる中、和歌山県土地家屋調査士会及び会員の皆様が、国民生活の安定と向上のため、地域社会に更に貢献されることを期待申し上げます。

令和 8 年は午年です。午（馬）は古来より力強さとスピードの象徴であり、前進や開運を意味する動物であることから、午年は変化を恐れず新しい挑戦に踏み出すパワーを秘めた年とされ、行動力や独立心を促す年とされています。新しい年が和歌山県土地家屋調査士会及び会員の皆様にとって新しい挑戦に光が差し、前へ前へと進んで行く一年となりますことを祈念いたします、新年の御挨拶とさせていただきます。



## ごあいさつ

(公社) 和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 飯田 隆之

新年あけましておめでとうございます。

和歌山県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、平素より、当公嘱協会の運営にご理解とご協力を賜りましたことに、心より厚く御礼申し上げます。

昨年は当公嘱協会において役員改選が行われ、新たな体制での出発となりました。改選にあたり多くの皆様から温かいご理解とご協力を賜りましたこと、心より御礼申し上げます。再任された役員、新たに就任した役員それぞれが、協会運営の重責を真摯に受け止め、これまで以上に透明性と公平性を備えた協会運営に努めてまいりました。新体制のもと、会員の皆様との連携を一層強化し、和歌山県における良質な公共嘱託登記業務の提供と、土地家屋調査士制度の発展に貢献できるよう、役員一同力を尽くしてまいります。

昨年を振り返りますと、社会全体が大きな転換期に差しかかっていることを強く実感した一年でありました。土地家屋調査士を取り巻く環境もまた、これまで以上に的確な判断力が求められる時代へと移りつつあります。こうした変化の中で、私たちが果たすべき役割はむしろ拡大し、公共性の高い専門職として地域の信頼に応えていく姿勢がますます重要になっております。

当公嘱協会といたしましても、官公署からの嘱託案件に対して正確かつ迅速な処理を行うことはもとより、その品質向上と業務体制の強化に努めてまいりました。各会員の皆様のお力添えにより、複雑化する業務にも確実に対応し、県内各地域で安定した成果を挙げることができましたことを、ここに深く感謝申し上げます。

一方で、担い手不足や業務量の偏在、さらには将来の世代への技術継承といった課題も依然として私たちの前に存在しています。これらの問題に対し、協会としては情報共有の強化、若手・新人会員の育成支援など、持続可能な業務環境の整備を引き続き推進するため、引き続き和歌山県土地家屋調査士会・和歌山県土地家屋調査士政治連盟と協力して、組織力をより一層向上させていく所存です。

結びになりますが、本年が皆様にとって健康と飛躍の一年となりますことを心より祈念申し上げますとともに、和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会としても一層の努力を重ね、社会の期待に応えるべく取り組む決意を新たにいたします。

どうぞ本年も変わらぬご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。



## ごあいさつ

和歌山県土地家屋調査士政治連盟

会長 長岡 史郎

謹んで新春のお慶びを申し上げます。

会員の皆様には日頃より和歌山県土地家屋調査士政治連盟の活動に御理解と御協力を賜り、心より感謝申し上げます。

昨年の夏に衆議院選挙が行われ、和歌山県土地家屋調査士会政治連盟が推薦した候補者は惜しくも落選となりましたが、選挙活動に際し、多くの会員の皆様から温かいご支援とご協力を賜りましたこと心より御礼申し上げます。

皆様のお力添えがあってこそ、私たち業界の声を政治の場に届ける活動を続けられているものと、あらためて実感しております。

また昨年は我々土地家屋調査士を取り巻く社会状況も目まぐるしく変化を重ねており、国政においては憲法改正論議の再燃、災害対策関連法の見直し、デジタル行政財政改革のさらなる推進等、土地家屋調査士関連業務にも影響を及ぼす政治的動きが加速した一年でありました。この動きは令和8年においても継続していくものと思われ、空き家対策や防災・減災に関連する政策議論が深まり、土地家屋調査士が果たすべき役割がより明確に求めら

れるようになると想えられます。

相続登記申請の義務化が本格運用を迎える中、土地家屋調査士の専門性を必要とする場面は年々増加しており、業界としても政治や行政との連携を一層強化していくことが重要です。和歌山県土地家屋調査士政治連盟としても、会員の皆様の声を的確に反映し、業務環境の整備や制度改善の実現に向けた取り組みをこれまで以上に推進してまいります。

令和8年も引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様とご家族のご健康とご多幸をお祈り申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。



# 相続土地 国庫帰属制度

～相続した土地の管理にお困りの方へ～



利用しない土地を  
手放す制度です

**【お問い合わせ先】**

国庫帰属の承認申請やご相談については、土地の所在地を管轄する法務局・地方法務局(本局)までお問い合わせください。

連絡先は、右側の二次元コードを読み取つていただき、「法務局 所在地」で検索してください。

QRコード

**【法務省からのお知らせ】**

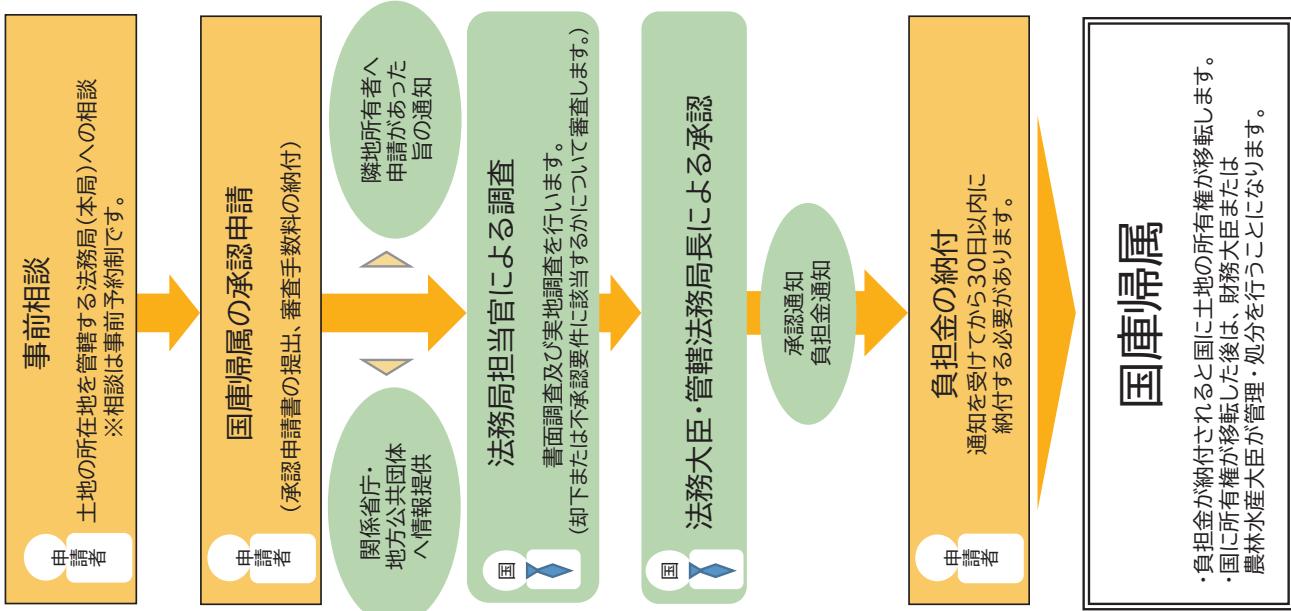
令和6年4月1日から**相続登記の申請が義務化**されます！

相続(遺言も含む)によつて不動産を取得した相続人は、その不動産の取得を知つた日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないことされました。

また、相続登記の申請義務を簡易に履行できる相続人申告登記も利用できます。

QRコード

## 相続土地国庫帰属制度の流れ



## <帰属ができない土地の要件>

- ・建物がある土地
- ・債務の担保になっている土地（抵当権など）
- ・他人が使用する権利が付いている土地（賃借権、地上権、地役権など）
- ・他人の使用が予定されている土地（通路、墓地、境内地、ため池など）
- ・土壤が汚染されている土地
- ・境界（所有権の範囲）が明らかでない土地
- ・所有権や土地の範囲について争いがある土地
- ・危険な崖がある土地（特別な管理が必要なもののみ）
- ・管理の妨げになる工作物、車両、樹木などが地上にある土地
- ・管理の妨げになる物が地下に埋まっている土地
- ・土地を管理・処分するために、隣の土地の所有者等とのトラブルを解決しなければならない土地
- ・そのほか、通常の管理・処分をするために追加の費用や労力がかかる土地

Q3 手続に費用はかかるの？

A **審査手数料**のほか、承認を受けた場合は10年分の管理費用の額に相当する**負担金**を納付いただきます。

Q4 負担金はいくら？

A **基本は20万円**です。  
土地の種目や土地が所在する地域に応じて、面積単位で負担金を算定する場合もあります。  
詳しくは、法務省ホームページをご確認ください。

Q5 相続放棄との違いは？

A 相続放棄は、被相続人の財産に関するすべての権利義務を相続しないこととする制度です。  
これに対して、本制度では、**特定の土地の所有権のみ**を手放して国庫に帰属させることができます。

制度の詳細は  
法務省の  
ホームページをご覧ください。



Q1 誰でも申請できるの？



不動産登記扶助  
イメージキャラクター

A **相続や遺贈によって土地の所有権を取得した相続人**であれば、帰属の承認申請をすることができます。  
複数の人が所有している土地（共有地）の場合は、相続や遺贈によって持分を取得した相続人を含む所有者（共有者）全員で申請する必要があります。

Q2 どんな土地でも引き取ってくれるの？

A 通常の管理又は処分を行うべきに、**過分の費用や労力が必要となる土地**は帰属の対象外となります。

## 和歌山地方法務局からのお知らせ

# 御存じですか？ 相続登記の義務化

令和6年4月1日  
からスタート！

不動産を取得したことを  
知った日から3年以内に  
相続登記をしなければなら  
ないことになったんだ。

施行日前に開始した  
相続についても適用  
されるので、早めの  
相続登記が肝心だよ！



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

## 相続登記はお済みですか？

- 今のうちから、相談した土地・建物の相続登記をしましょう！  
今なら、相続登記の免税措置も、拡大されています。
- 相続の際、遺産分割をちゃんと済ませましょう！
- 登記の手続きは、法務局のホームページをご覧ください。
- 相続・登記の専門家への相談も、ご検討ください。

詳しくは  
下の二次元コードを  
チェックしてみてね！



法務省 相続登記 検索

相続に関する登記についてのご相談は下記まで  
無料相談実施中！

### 和歌山県司法書士会

相続登記の申請は、司法書士にご相談ください。

TEL.073-422-0568  
FAX.073-422-4269

### 和歌山県土地家屋調査士会

相続登記の義務化に向けて私たちもお手伝いします。

TEL.073-421-1311  
FAX.073-436-8101

### 司法書士総合相談センター

和歌山 田辺 橋本 土曜日は面談も可

TEL.073-422-4272  
受付時間／月～金 9:00～17:00  
土 13:00～16:00

# 愛する人のために!! 大切な遺言書を法務局が守ります。

法務局の  
自筆証書遺言書  
保管制度を  
利用しませんか?



遺言書の保管の申請には  
手数料3,900円が  
かかります。

お気軽に  
お問い合わせ  
ください。

遺言書ほかんガルー

手続には予約が必要です。 詳しくは 法務省 遺言書 検索



各種の相続手続で戸籍の束の代わりに提出が可能に!

## 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することにより、相続登記、被相続人名義の預金の払戻しや相続税の申告など、各種相続手続で、戸籍書類一式の提出の省略が可能となります\*。

\*相続手続で必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は提出先の各機関にご照会ください。



詳しくは 法務省 法定相続 検索



お電話でのお問い合わせはこちらまで

■和歌山地方法務局 本局 073-422-5131 (代表)

■和歌山地方法務局 橋本支局 0736-32-0206

■和歌山地方法務局 御坊支局 0738-22-0335

■和歌山地方法務局 田辺支局 0739-22-0698

■和歌山地方法務局 新宮支局 0735-22-2757

# 表彰

(令和7年度)

(敬称略)

## 会長表彰

長岡 史郎 (紀北支部)  
栗原 裕志 (紀北支部)  
坂本 守生 (田辺支部)  
福本 和哉 (田辺支部)

## 和歌山地方法務局長表彰

角 光弘 (御坊支部)  
澤本 明治 (田辺支部)

## 近プロ会長表彰

鳴村 拓滋 (和歌山支部)  
西端 俊彦 (田辺支部)

## 連合会長表彰

片岡 聖佳 (和歌山支部)  
島本 俊幸 (和歌山支部)

## 管区局長表彰

杉本 哲也 (和歌山支部)

## 法務大臣表彰

森本 哲也 (紀北支部)

## 法務局本局にて「無料登記相談所」が 始まりました

総務部長 寺 地 聰 彦

令和7年8月7日より、和歌山地方法務局及び和歌山県司法書士会と当会が連携し、登記制度に対する国民の理解を深めることを目的とした「無料登記相談所」の運営を開始致しました。

当相談所は法務局本局に設置され、司法書士会が毎月第1及び第3木曜日・調査士会が毎月第1木曜日のそれぞれ午後1時から同4時まで、予約者を優先し原則1組30分以内で登記に関する相談を受け、それに応じた助言を行います。

これまで当会では、表示登記全般に関する相談会は「法の日無料相談会」等の年数回であった為、毎月開催の相談会に人が集まるのか不安の中スタート致しましたが、月によっては予約枠がほぼ埋まることもあり、常設相談会の大切さを痛感している次第です。

本局での開催である為、和歌山支部・紀北支部・有田支部の会員には相談員としてご協力頂いており大変感謝申し上げます。今後も運営にご協力頂きますようお願い致します。

その他、各法務局支局等から各支部へ直接相談会の協力要請等もあると聞いておりますが、その際は総務部へご一報頂きますようお願い致します。

### 司法書士・土地家屋調査士による無料登記相談所の開設

和歌山地方法務局の本局では、司法書士・土地家屋調査士による無料登記相談所を開設しています。

開設日等は以下のとおりとなっており、予約受付は和歌山県司法書士会及び和歌山県土地家屋調査士会が行いますので、御利用される方は同会にそれぞれお問い合わせください。

### 不動産の表示の登記（建物表題、建物滅失、分筆、地積更正、地目変更など）

#### 和歌山地方法務局無料登記相談所

毎月第1木曜日（祝日・GW・年末年始等その他の休業日を除く）

午後1時から午後4時まで

※ 原則1回30分以内 予約優先（6組まで）

場所 和歌山地方法務局本局（和歌山市二番丁3番地 和歌山地方合同庁舎）

担当 和歌山県土地家屋調査士会

TEL 073-421-1311

## 令和7年度の財務部の活動

財務部長 松 本 光 弘

去る令和7年11月8日(土)から令和7年11月9日(日)にかけて近畿ブロック協議会親睦ソフトボール大会が当会の当番にて開催されました。成績の方は、奈良会が悲願の初優勝を飾りました。当会は、各会に対する付度の結果最下位に終わってしまいました。当日は快晴の下に怪我人もなく無事終了し、その後の懇親会も恙なく終了しております。残念ながら、翌日に予定されていた友ヶ島観光は天候不順により友ヶ島汽船が欠航のため中止となっております。

最後になりましたが、本大会の開催にあたり御協力いただきました理事の方及び和歌山支部の会員の方々にこの場をお借りして御礼申し上げます。



## 業務部の活動

業務部長 栗 原 裕 志

令和7年度の業務部の活動について、ご報告いたします。

本年度も会員の皆さまの業務に直結する研修の企画・開催、また会員から寄せられた実務上の疑問点の整理と解決に向けた取組みを中心に進めてまいりました。

### ■ 筆界鑑定・業務総合委員会

今年度は、近年需要が高まりつつある近代測量技術について学ぶ機会として、10月31日に「G N S S 測量機の活用」と題した研修会を開催しました。

研修では、特に“ドロガー”と呼ばれる簡易型G N S S 機器の現場活用について、基礎から応用例まで幅広く取り扱いました。

近年の測量技術は大きく進化しており、現場作業の効率化にも直結する分野であることから、多くの会員の方にご参加いただき、大変有意義な研修となりました。

### ■ 業務部主催研修

続く12月4日には、業務部主催研修として「法定相続情報及び前提としての相続知識」をテーマに研修会を実施いたしました。

登記実務を行う上で不可欠となる戸籍の読み取り方から、法定相続情報証明制度の概要、実務での取得に至るまでの流れを体系的に解説して頂きました。

特に近年は相続登記の義務化を控え、相続関係の基礎知識の需要が高まっており、参加者からも「実務に直結する内容で大変参考になった」との声を多数いただきました。

### ■ 不動産登記実務研究委員会

また今年度中には、会員の皆さまから事前に募集した実務上の質問・疑問点を整理し、法務局との意見交換会を開催する予定です。

現場で直面する課題を率直に共有し、より円滑な実務運用につなげていくことを目的に、継続的な対話の場として位置付けています。

### ■ おわりに

業務部としては、引き続き会員の皆さまの業務に役立つ情報提供と、現場の声を反映した研修企画に努めてまいります。

今後とも、皆さまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

## 「働くクルマ FILE Vol.1」 (御坊支部 角先生)

広報部長 津 田 真 宏

土地家屋調査士の現場作業を支える「働くクルマ」にスポットを当てた新コーナー、『働くクルマ FILE』がスタートします。

普段何気なく目についている作業車には、実はそれぞれに個性があり、現場の工夫や土地家屋調査士の思いが詰め込まれています。

記念すべき第1回は、御坊支部・角先生の作業車をご紹介します。

### 【作業車紹介】

- 車両名 スズキ エブリイ DA17V
- 主な仕様 A T 4WD



Q1：この作業車を選んだ理由は？

A：デザインが好みで、仕事と趣味の両方で使えるためです。以前の作業車もエブリイ（前モデル）でした。

Q2：現場でよく使う装備・工具はなんですか？

A：マキタのドリルです。小さめで軽いモデルですが、パワーも十分です。

Q3：現場で『これがあると助かる』と思う装備は？

A：バイク用のbluetooth インカムです。これを使うと作業中に大声で話さなくていいので疲れません。ほかには、建物測量用のレーザー距離計です。新築の家を汚れたメジャーで測るのはあまりよくないかと思い、こちらを使っています。あとは、伸縮式のはしごや、バールから切り出したオリジナルタッパー（杭の下穴を開ける鉄杭）も積んでいます。



Q4：この作業車のコダワリは？

A：座布団やクッション、ハンドルに装着して使う机ボードも積んでおり、自分でスピーカー交換やツイーター増設、デッドニングも施しました。盗難

対策でスモークフィルムを貼り車内を外から見えにくくしています。趣味のエギング（イカ釣り）にも出かけたり、車で過ごす時間が長いので快適性を重視しました。

Q5：これから作業車を選ぶ会員に伝えたいアドバイスは？

A：カッコよさと機能性、積載性。一番大事なのはカッコよさですね！

角先生のお話から、現場を支える作業車の存在感が強く伝わってきました。

今回の取材の様子は、和歌山会公式 YouTube チャンネルにアップしました。

この記事で紹介しきれなかった点もたくさんありますので、皆様、是非御覧ください。



次回も、土地家屋調査士を支える“働く車”に注目します。角先生、お忙しい中ご協力いただきありがとうございました！



YouTube リンクはこちら↑

## 研修部

研修部長 宮本 良

### 「役員研修」開催

令和7年8月8日、役員研修会を開催いたしました。今年度はZOOMミーティングによるオンライン形式とし、第1部では鳴村副会長を講師に「ロバート議事法について」、第2部では小柳副会長を講師に「会則について」ご講義いただきました。

「ロバート議事法」については毎回取り扱っているテーマですが、今回は当会理事会の過去映像も交え、協議議案から審議議案への格上げプロセスなど、より実践的な観点から解説を頂きました。

「会則」については、当会会則を網羅的にご説明いただき、普段は目にする機会の少ない条項についても丁寧な説明がありました。改めて、会務運営における“ルールブック”としての重要性を再認識する機会となりました。

なお、この研修会は受講型にとどまらず、出席の役員からも活発で忌憚のない意見が出され、大変充実した内容となりました。

### 「研修会オンライン化の促進」

研修部では今年度、研修のオンライン化促進に取り組んでおります。

10月には、2回のオンライン研修会のお手伝いを致しました。このうち1回は、初めての試みとなるハイブリッド型研修（集合研修のオンライン配信）を実施しました。どちらの研修会も大きなトラブルもなく運営することができました。

今後も、会員の皆様の学習機会確保のため、オンライン運営の改善・研究を進めてまいります。まだ不慣れな点もありご迷惑をお掛けすることがあるかもしれません、引き続きご理解賜りますようお願い申し上げます。



## 「マナブル運用」

現在、日本土地家屋調査士会連合会（日調連）では、全国統一の研修管理システム『manaable（マナブル）』の運用が開始されています。マナブルでは、研修の受講申込、出欠管理、課題・アンケート提出、e ラーニングの視聴、C P D ポイント自動付与といった一連の流れが一元的に管理され、会員の皆様にとっても研修参加や履歴管理が容易になるなど、利便性・効率性の向上が期待されます。

研修部としても、今後、このマナブルを活用した研修会運営の導入について研究を進めています。

会員の皆様におかれましては、まずは利用登録をしていただきますようお願いいたします。

## 境界問題相談センターわかやま

境界問題相談センターわかやま センター長 山 村 定 司

新年あけましておめでとうございます。

私は年頭のこの時期、真新しい調査士手帳を手に今年1年の予定計画に思いを募らせます。ここでの休日・祝日の並び具合は大いなる関心ごとです。と同時に4月1日表示登記の日、6月3日測量の日、7月31日土地家屋調査士の日と記載されていることも気に留めていました。

4月1日は、昭和35年(1960年)「不動産登記法」が改正され、不動産の表示に関する登記である「表示登記」が創設された記念日で6月3日は、昭和24年(1949年)に「測量法」が公布されてから40周年を記念し、平成1年(1989年)に建設省(現国土交通省)と国土地理院により制定されたようです。

7月31日は、昭和25年(1950年)に「土地家屋調査士法」が成立し、制度化されました。日本土地家屋調査士連合会はこれを記念に、この日を「土地家屋調査士の日」と定めました。

私は、当センター長就任後、ふとしたことから「ADRの日」があることを知りました。かいけつサポートホームページには以下の説明があります。

令和4年3月に策定された「ODRの推進に関する基本方針～ODRを国民の身近なものとするためのアクション・プラン」に基づき、ADR及びADRをオンライン上で行うODRのさらなる利用促進を目的に法務省が「裁判外紛争解決手続きの利用の促進に関する法律」の公布日である12月1日を「ADRの日」と定めました。

さて、ここで当センターの活動実績を報告をいたしますと、平成20年度からの累計調停申請は7件で、令和3年度からは途絶えています。

争いがないのは平和であり喜ばしいことですが、一方で悩みを抱え、どこに相談したら良いのか迷っている方があるとすれば、「ADRの日」を広報のツールに加えた更なる広報活動が必要であると考えるところです。

微力ながら、昨年は夏の高校野球選手権大会和歌山県予選においてスポットCMを行いました。

## 寄附講義委員会

寄附講義委員会 副委員長 仲 谷 雅 弘

### 令和7年度、和歌山大学寄附特別講義についての報告

平素は、寄附講義委員会の活動にご理解をいただきありがとうございます。

令和7年度の和歌山大学寄附講義は関係各位の協力をいただき、例年どおり全15コマの講義を行いました。9月25日(木)には成績が特に優秀者であった下記3名の学生を表彰いたしました。表彰式の模様は10月6日、テレビ和歌山の「WTV NEWS6」にて放映されました。

和歌山大学経済学部で当委員会が担当する「国家基盤づくりに係る土地・家屋の調査」は昨年より3年生、4年生が履修できる選択必修科目となっております。その結果、本年は70名の学生に受講いただきました。

経済学部経済学科

3年生 安田 実夢歩(やすだ みゆう)さん

経済学部経済学科

3年生 岡本 奈子(おかもと なこ)さん

経済学部経済学科

3年生 下農 胡桃(しもの くるみ)さん

寄附講義委員会では講師、補助委員として活躍いただける方をお待ちしております。  
どうぞよろしくおねがいします。

以下、期末レポートの論述式設問より、作成した学生の同意を得た上で優秀と思われるもの一部、紹介いたします。成績評価については各講義内で講師が作成し、採点する「出席レポート課題」と、講義日程終了後、学生に問題を持ち帰らせ、期限を定めて提出させる「期末レポート課題」を各々50%の割合で点数化し行っています。期末レポート課題については例年6月下旬に「期末レポート問題検討会議」を行い各委員にアイデアを募り、講義内容に相応しい問題を作成しています。

本年の期末レポートは穴埋めによる知識確認問題のほか、海外居住者による不動産取得が進むことによる問題点につき、その①社会的背景、②筆界の確認及び管理の課題、③解決方法について問うた。

本年は上記に命題に加えて解答に際し、制限文字数内にて問題文に提示するキーワードを必ず用い、且ついでかの講師が授業内で紹介した実例など解答内に明示させるなど、記述力、要約力、授業内での理解度を要求するやや難しい内容となっています。

## 問題文（抜粋）

近年、海外居住者による日本国内の不動産取得が増加している。円安を背景とした投資目的の物件購入が活発化しており、大都市圏の高層マンションから、地方のリゾート関連不動産、水源を有する山林に至るまで、多様な不動産が取引対象となるケースが見られる。このような動向は、地域社会に新たな経済的可能性をもたらす一方で、文化的・法的ギャップを背景として、境界をはじめとした不動産管理において様々な課題を顕在化させている。

以上の社会的動向を踏まえ、以下（ア）～（ケ）のキーワードをすべて用いて、海外居住者による土地所有の増加に伴う筆界の確認および管理の課題とその解決方法について、意見を述べなさい。なお、答案の作成にあたっては下記の回答方法をよく読んでそれに従うこと。

### ●回答方法

・回答は、【社会背景】、【筆界の確認および管理の課題】、【解決方法】に分け、各回答欄で指示された文字数のとおり、論述すること。

・以下例に示す通り、回答中いずれかに、必ず1箇所以上、論拠となる本講義箇所を、明示すること。

例) 第〇講〇〇先生が、登記実務として解説された〇〇のように、・・・

「海外居住者による日本の不動産購入」に関するキーワード

（ア）所有者が遠隔地に居住（イ）所有者不明土地（ウ）所有者探索にかかる時間と費用

「筆界」に関するキーワード

（エ）筆界が不明確（オ）境界紛争（カ）永続的な境界標の設置（キ）筆界確認書

（ク）現地立会（ケ）土地家屋調査士

以上

## 優秀答案

（【社会的背景】について 100～200 文字程度）

（その1）

近年、円安や日本の不動産の安定性を背景として、海外居住者による日本国内の不動産購入が増加している。都市部の高級物件にとどまらず、地方の山林やリゾート地にも購入が広がり、所有者が遠隔地に居住する事例が増えている。このような傾向は、経済的には活性化に寄与する一方で、第10講正井先生が社会環境の変化から法制度の環境適用サイクルを解説されていたように地域住民との関係構築や土地利用における管理責任の所在をめぐる新たな課題を生じさせている。

（216文字）

（その2）

近年、円安の影響などを背景に、海外居住者による日本国内の不動産購入が増加している。特に都市部のマンションだけでなく、地方の山林やリゾート地なども対象となっており、所有者が遠隔地に居住するケースが多くなっている。こうした動きは地域経済にとってチャンスである一方で、不動産の管理面では新たな課題を生んでいる。（153文字）

（その3）

近年、円安を背景として、海外居住者による日本国内の不動産購入が増加している。取引対象は大都市圏の高層マンションから地方のリゾート地や水源を有する山林など、多様なケースがある。このように（ア）所有者が遠隔地に居住するケースが増加することで、地域に経済的可能性をもたらす一方で、現地とのコミュニケーションや不動産管理における課題も顕在化している。

（171文字）

(【筆界の確認及び管理の課題】について 100 ~ 200 文字程度)

(その 1)

所有者が遠隔地に居住しているため、現地立会が困難となり、筆界確認書の取得が円滑に進まない。さらに第 15 講で仲谷先生が解説していた所有者不明土地となってしまう場合もあり、所有者探索にかかる時間と費用が増大している。その結果、筆界が不明確なまま放置されやすく、近隣住民との境界紛争に引き起こす要因ともなる。土地の管理責任が曖昧になることで不動産の適正利用や再開発の妨げとなる恐れがある。(191 文字)

(その 2)

海外居住者の増加により、所有者不明土地の問題が深刻化している。所有者探索にかかる時間と費用が増加し、筆界が不明確なまま放置されるケースもある。また所有者が現地立会に応じられず、筆界確認が進まないことで境界紛争が発生しやすくなる。こうした状況は、地域の土地利用にも悪影響を及ぼす恐れがある。

(その 3)

海外居住者の場合、筆界の確認に必要な（ク）現地立会が困難となり、（エ）筆界が不明確なまま放置されることがある。特に相続などによって所在がわからなくなると、（イ）所有者不明土地として管理ができなくなる。（ウ）所有者探索にかかる時間と費用も大きな負担となり、最終的には（オ）境界紛争へと発展する可能性がある。(152 文字)

(解決方法)

(その 1)

まず筆界確認の円滑化には、土地家屋調査士の専門的な関与が不可欠である。遠隔地の所有者に対してはオンラインによる説明や電子署名の活用など、非対面での手続き支援を強化することで、現地立会の負担軽減を図るべきである。また筆界が不明確な土地については、地籍調査の推進とともに永続的な境界標の設置を促す必要がある。第 14 講義正井先生が境界紛争解決として解説していた道筋のように、調査士の主導により、第三者も確認可能な形で境界標を整備し、筆界確認書を共有する仕組みを確立することで、後の境界紛争を未然に防げる。さらに所有者不明土地となることを予防するために、登記の義務化やマイナンバー制度との連携によって所有者探索にかかる時間と費用の削減を図るべきである。(322 文字)

(その 2)

筆界の正確な管理のためには、土地家屋調査士の関与の下で永続的な境界標の設置を進める必要がある。また第 13 講仲谷先生が境界紛争発生のメカニズムとして解説されたトラブル防止策のように筆界確認書を作成するだけでなく、合意した内容をもとに法務局の登記記録や公図を改める手続きを行うことで後のトラブルを防ぐことができる。杭の位置を測量した図面へ印鑑を押印し、互いに 1 通ずつ持ち合うだけでは不十分なのである。さらにオンラインによる現地立会や代替手段を検討することで、遠隔地にいる所有者との調整も可能になる。制度と技術の両面から改善が求められるべきだ。(273 文字)

(その 3)

(ケ) 土地家屋調査士が中立的な専門家として筆界の調査や確認を担っており、第 8 講津田先生が境界紛争を防ぐための例として解説されていたように、境界を明確にするために（カ）永続的な境界標の設置が有効であると考える。また海外居住者との意思疎通のため代理人や書面によって（ク）現地立会の負担軽減に繋がるのではないか。さらに筆界が明確化した後には（キ）筆界確認書を作成することで紛争予防が期待できる。土地家屋調査士だけでなく行政も連携して情報更新などを行うことで筆界の管理体制がより強固になるのではないか。(248 文字)

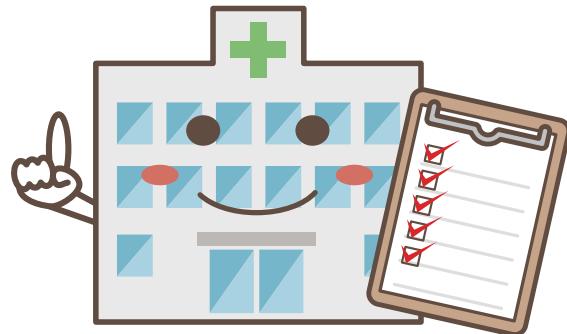
## 和歌山支部

和歌山支部長 山下 隆士

### 健康第一

本年度の和歌山支部事業計画の福利厚生活動として、健康診断促進のために上限 5,000 円として補助を行うことを決めさせていただきましたが、自分自身がこれまで健康診断を受診したことがなかったので、これを機に受診させていただきました。

初の健康診断の当日になり、いつも通り食事をしてしまい、まさかの延期となってしまうというハプニングがきました。反省とともに、1 週間後に初受診させていただきました。後日結果を見て、生活習慣の大切さを身に沁みて感じました。健康あっての業務ですので、皆様もお身体に気をつけてください。尚、健康診断促進のための補助については令和 8 年 2 月末まで期間がありますので、是非活用して下さいね。



## 紀 北 支 部

紀北支部長 仲 谷 雅 弘

平素は支部の運営にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

昨年に引き続き、下記の日程にて忘年会を開催いたしました。

- ・と き：令和7年11月28日（金）
- ・場 所：食楽呑楽処 いわき（紀の川市）

お集まりいただきました皆様、ありがとうございました。

平成30年の紀北支部として合併以来、支部会員間の距離が物理的に遠くなり、このうように集まって意見交換できる機会は年々稀少になってきております。本会はもとより、支部の運営も会員皆様の参画により成り立っております。今後とも、よろしくお願ひいたします。



## 有田支部

有田支部長 中尾友明

### 有田支部だより 2025

11月22日（土）スパーセンター オオクワ有田川店にて2022年以来3年ぶりの献血活動を行いました

当日は好天に恵まれ、支部会員の「献血活動にご協力をお願いします！」と  
プラカードを持って、来店の方々にお声掛けしました。

予約の方、当日来てくれた方も大勢いました

受付時間終了5分前の16時25分「まだ大丈夫ですか」と女性の方が来られ、  
合計42名の方々にご協力いただき献血が終了しました。

ご協力頂いた支部会員、お越し頂いた本会執行部役員の皆様、本当にありがとうございました。



## 御坊支部

御坊支部長 金崎守哉

### 御坊祭 11年ぶり ‘日曜開催’で大にぎわい

日高地方最大の秋祭り、御坊市の小竹八幡神社秋季祭礼「御坊祭」が5日、本祭りを迎えた。2014年以来、11年ぶりに日曜と重なり、まさに「人を見たけりや御坊祭」の呼び名にふさわしいにぎわい。昨年、約55年ぶりに傘鉾（かさばこ）を修繕して五反幟なども新調した島組が今年は宮入りにも参加し、力強い幟差しで見物人を沸かせた。



本祭りの当日は昼過ぎから雨が降ったが、宮入りが始まる頃には止み各組の若中たちが四ツ太鼓を担いで持ち時間の50分をたっぷり使って練り歩き、四ツ太鼓を高々と掲げ海老反りになるパフォーマンスをみせた。

2番目の宮入りとなった島組の幟差しは神社前と境内、最後に再び神社前で奉納。

ちょうどちんに明かりがともる頃、見物人はますます多くなって神社前は人でごった返し、若中の熱気も一層ヒートアップ。「ホーエンヤ…ヨイヤサノサ」「来年の…名残惜しいやな」など、深夜まで威勢のよい掛け声が響いていた。

## 田辺支部

田辺支部長 坂本守生



### 献血活動

令和7年10月18日、オーケワパビリオンシティ田辺店C館前イベントスペースにおいて、恒例の日赤さんに協賛する形で、田辺支部会員で献血活動を実施しました。事前に役所、農協へのチラシ配布、新聞広告も出し、当日に臨みました。

当日3日前にも田辺市内において他団体で献血活動があり、献血者数が少ないのでと危惧しましたが、多くの皆様が献血にご協力頂き、いい社会貢献活動が出来ました。

参加頂いた支部会員の方々、広報部理事、西端会長お疲れ様でした。



### 田辺市暴力追放協議会

令和7年10月20日、紀南文化会館において表記会の暴力追放決起集会に支部会員4名で出席しました。会長挨拶では暴力行為や暴力をちらつかせた威圧行為には断固反対する旨が高らかに宣言されました。表記会は平成元年結成です。土業では和歌山県土地家屋調査士会 田辺支部が会に唯一加入しています。



## 新宮支部

新宮支部長 東 孝通

### 地質と地形の小話

#### 【南海トラフ地震】

地球の表面は大きく分けて十数枚のプレートと呼ばれる硬い地盤から構成されている。潮岬の沖合80km附近には深さ4,000mの海盆があるが、これが最近話題の南海トラフである。そこで海側のフィリピン海プレートが陸側のユーラシアプレートの下に沈み込んでいる。この沈み込みは年間3～5cmであるが、ある程度沈み込むと歪が大きくなり何らかの拍子に戻りが生じて地震が発生する。

#### 【3つの大地】

紀伊半島は3つの成立ちの異なる大地からなる。深い海でできた大地、浅い海でできた大地、マグマによる大地である。順番に言うと1つ目はプレートが沈み込む際に表面の堆積物が搔き取られて、それが徐々に陸側に押し付けられてできたもの。2つ目はその上に陸側から流れ込んできた土砂が堆積したもの。3つ目は今から約1,500万年前に起こった大規模な火山活動で地表に出現したものである。当時の噴火により熊野カルデラと呼ばれる南北41km、東西23kmの巨大カルデラが生じた。古座川周辺にはカルデラの縁である岩脈が見られ、古座川弧状岩脈と呼ばれている。新宮東牟婁地域はマグマによる地盤の存在が特徴的であり、有名な一枚岩や虫喰岩も古座川弧状岩脈の一部であるほか、橋杭岩や那智の滝、神倉神社のゴトビキ岩等もマグマによるもので独特の景観を成している。これらは信仰の対象となっているものも多い。

#### 【熊野川の形状】

熊野川には面白い特徴がある。河川は一般的に上流から下流へ行くほど川幅が広くなっているが、熊野川はやや様相を異にする。河口部は新宮市から三重

県紀宝町にかけて市街地が三角洲となっており広いものの、少し遡れば途端に狭くなり旧熊野川町境界近辺まで狭小な川幅が続く。ここから上流は旧本宮町を経て奈良県境附近まで非常に広大な川幅となる。前述の川幅が狭い部分はマグマからなる地盤のため浸蝕され難いが、その先の上流は浅い海でできた比較的軟らかい地盤のため浸蝕され易いことによるものである。

#### 【砂洲の町串本】

潮岬のある小さな半島はかつて離れ島の状態であったが、海流の影響で本土と砂洲で繋がった。串本の人口は標高の低いこの砂洲の部分に集中しており、巨大な地震が発生すると砂洲の東西から津波が押し寄せる恐れがあるため、近年役場をはじめ各種公共施設が高台に移転している。沿岸附近に島があると砂洲で繋がる傾向にあり、那智勝浦町の宇久井半島や、大きなものでは北海道の函館などもそうである。すさみ町の国道42号線沿いには東西から波がぶつかり合う景観で知られる恋人岬がある。ここから目の前の陸ノ黒島にかけて今まで砂洲が形成されつつあり、いずれは陸続きとなるのであろう。



写真は南紀熊野ジオパーク推進協議会のHPより転載

## 『AI時代に、土地家屋調査士が残せる価値』

紀北支部 栗 原 裕 志

ここ数年、業界の技術の進歩には本当に驚かされます。

ニュースや研修会で、GNSS 測量機の精度の話や、GoPro で撮影した映像からオルソ写真を作れる話、ドローンの写真測量の事例などを耳にするたびに、「すごい時代になったなあ」としみじみ思います。

私自身は、まだそれらの機材を実際の業務に導入しているわけではありません。

それでも情報を集めていると、昔から現場に立ってきた人間ほど、その変化の大きさを強く感じるんじゃないかなと思います。

私は補助者時代も含めると、この仕事に携わって 37 年になります。  
思い返すと結構な長い期間の現場の変化を見てきましたが、今ほど技術が一気に進んだ時代はなかったように思います。

GNSS 測量機なら、空が開けていれば正確に座標を取れる。

ドローンや GoPro の話を聞けば、後から現地の状況を細かく確認できる。

AI は図面作成もデータ整理も、これまで以上に効率化してくれる…。

そんな話を耳にするたびに、

「測量の“作業”はどんどん機械がやるようになっていくんやろな」という未来が見えてきます。

でも、私が今まで現場に立ってきて一番強く感じているのは、筆界を“測る”ことと、筆界を“見極める”ことは違うということです。

筆界には必ず、

- ・昔の持ち主の思い込み
- ・地域の慣習
- ・図面と現況のズレ
- ・お隣さん同士の長年の関係性
- ・家族内の記憶の違い

こういう“数値では表せない事情”が存在します。

AI がどれだけ進歩しても、「どう説明して、どう理解してもらうか」この部分は人間にしかできません。

まだ GNSS もドローンも持っていない僕がこう言うのも変かもしませんが、技術を積極的に取り入れる仲間を見るたびに、「ええ時代になってきたな」と本

気で思います。

なぜなら、技術が作業を担ってくれるほど、調査士が本来力を発揮すべき、判断・説明・調整・信頼関係づくりに時間を使えるようになるからです。

現場で向き合う人の感情や歴史的経緯、そこに寄り添いながら筆界をまとめ役割は、どれだけ技術が進んでも残り続けます。

それどころか、技術が進むほど“人の仕事の価値”が際立つと感じます。

私はこれまでの業務で、平板測量やスチールテープを引っ張り測った時代も、光波測距機やトータルステーションが出てきたころも、経験してきました。

だからこそ、GNSSもドローンもAIも、きっとこの仕事を“もっと良く”してくれるはずだと感じています。

導入するのはもう少し後かもしれません。

でも、技術に置いていかれないよう、情報だけは常に入れるようにしています。

これは、これから土地家屋調査士にとって必要な姿勢やと思っています。

### 終わりに

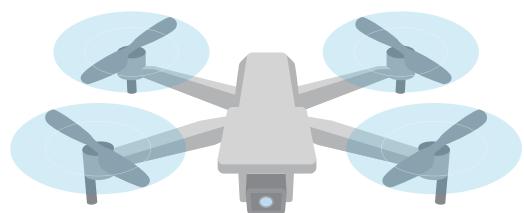
AIや最新機器がどれだけ進んでも、最後に必要とされるのは、「この人なら任せられる」という信頼と説明力です。

技術は脅威ではなく、私たちを支えてくれる味方です。

その上で最後の判断をし、関係者全員が納得できるように導く。

それが土地家屋調査士としての価値であり、これから時代にこそ必要とされる役割だと思っています。

これからも、技術と経験の両方を大切にしながら、“最後に責任を持つ土地家屋調査士”として仕事を続けていきたいと思います。



## 『専門医と土地家屋調査士？？？』

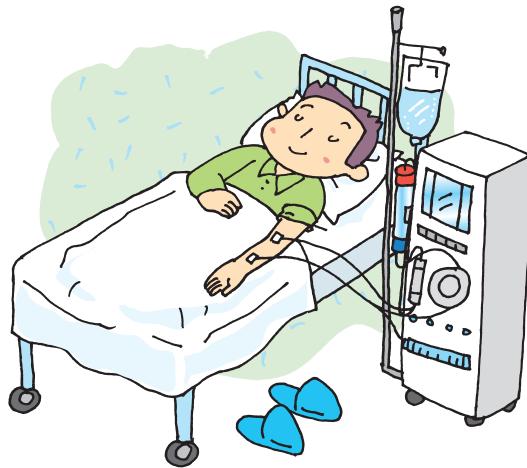
紀北支部 川 口 吉 雄

令和7年5月、連休直前に緊急入院することとなった。

以前より、腎臓疾患と診断されていたが、人工透析を避けるため、内科医の投薬治療に頼っていた。が、急速に腎臓の数値が悪化し、腎臓内科専門医の診断を受ける必要が生じたのだ。

腎臓内科専門医の判断により、緊急透析を3回受け、様々な検査の結果、10日ほどで人工透析を離脱するところまで回復し、現在は、念のため月1回腎臓内科専門医の診断を受ける状態となっている。

医学的な詳細については、私には解らないことだらけだが、特定の病気には特定の専門的治療法が存在し検査方法もあるので、専門医制度があると改めて気づいた時、「土地家屋調査士は筆界の専門家」という30年ほど前の標語が私の頭の中を駆け巡った。



# 事務局だより

## 事務所移動

**小柳 拓也** (和歌山支部) 令和6年12月23日変更  
〒640-0112 和歌山市西庄 338番地5  
TEL 073-460-3734  
FAX 073-460-3735

**津田 真宏** (和歌山支部) 令和7年4月4日変更  
〒649-6261 和歌山市小倉 566番地2  
TEL 073-499-6128  
FAX 073-499-6129

**中 拓哉** (和歌山支部) 令和7年6月20日変更  
〒641-0013 和歌山市内原 996番地4  
TEL 073-499-8588  
FAX 073-494-3797

**栗原 裕志** (紀北支部) 令和7年7月1日変更  
〒649-6202 岩出市根来 1011番地の24  
TEL 0736-60-9393  
FAX 0736-60-9394

**吉野 弘敏** (有田支部) 令和7年10月1日変更  
〒649-0304 有田市箕島 741番地の1  
TEL 0737-83-2414  
FAX 0737-82-1092

**五鳶 幹夫** (田辺支部) 令和7年9月1日変更  
〒646-0037 田辺市磯間 5番33号  
TEL 0739-26-9090  
FAX 0739-24-7779

**岡田 治** (田辺支部) 令和7年4月30日変更  
〒646-0217 田辺市城山台 17番2号  
TEL 0739-20-5183  
FAX 0739-20-1447

## 新入会員紹介

### 田辺支部



### 大江 悠暉

令和7年4月10日入会

(事務所)  
〒646-0023  
和歌山県田辺市文里1丁目 20-28  
電話 090-6909-1323  
FAX 0739-24-4554

令和7年4月10日登録の大江悠暉と申します。

調査士登録前は測量会社に勤務しており、公共測量やUAVやレーザースキャナを活用した3次元測量技術に関する業務を行っておりました。

調査士業務に関しては未経験でのスタートとなります、1日も早く土地家屋調査士として自信をもって振舞えるよう精進して参る所存であります。

先輩の皆様のお知恵やお力添えをいただくこともあろうかと思いますが、何卒よろしくお願い致します。

### 新宮支部



### 松島 弘幸

令和7年4月10日入会

(事務所)  
〒647-0042  
和歌山県新宮市下田二丁目2番30号  
電話 050-7114-0542  
FAX 050-3101-2698

令和7年4月10日付で登録しました新宮支部の松島弘幸と申します。

令和2年度土地家屋調査士試験で合格をして、令和3年より新宮市の土地家屋調査士事務所にて4年間補助者として様々な業務を経験させていただきました。

前職は金融機関で勤務しておりましたのでその経験も活かして依頼者に寄り添った業務活動をしていきます。

まだまだ実務経験が少ないので研修など積極的に参加して自己研鑽してきますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

## 和歌山支部



### 奥 野 堅志郎

令和7年8月12日入会

(事務所)

〒640-8226

和歌山県和歌山市小人町29番地

電話 090-6202-5782

FAX 073-433-4445

このたび令和7年8月に登録させていただきました、奥野堅志郎と申します。  
知念土地家屋調査士事務所にて約12年にわたり補助者として勤務し、実務を通して多くの経験を積ませていただきました。  
令和4年に土地家屋調査士試験に合格し、このたび念願の登録を迎えることができました。  
これまでの経験を糧に、一つひとつの業務に誠実に取り組み、依頼者の方々に信頼される土地家屋調査士を目指して精進してまいります。  
まだまだ未熟な点も多いかと存じますが、諸先輩方のご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

# 原稿大募集 !!

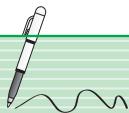
- ☆ 会員、読者からの投稿を募ります  
(会員以外も歓迎)
- ☆ 直接、業務、会務に関しない事でも歓迎します
- ☆ 最終的な採否は広報部にお任せ下さい
- ☆ 原稿は返却しませんので控えをおとり下さい
- ☆ メール、FAX、郵便、持参  
どんな方法でも結構です

広報部

当会ホームページもぜひご覧ください。

<http://chosashi-wakayama.jp/>





## 編集後記

新年あけましておめでとうございます。

本年も会報「木の国わかやま」をご覧いただき、誠にありがとうございます。

今年度より広報部長を務めることとなり、会員の皆さま、そして地域の皆さまに土地家屋調査士の仕事と魅力を、より身近に感じていただける広報活動を進めてまいりました。

広報活動は“一度発信して終わり”ではなく、継続することで初めて社会に根づくものだと感じています。日々の業務を支えてくださる皆さまの協力があってこそ、私たちの取り組みが形になっていきます。今年度もさまざまな発信にチャレンジしてきましたが、その一つひとつが「調査士をもっと知ってもらう」という大きな目的につながっていると実感しています。

本号では、会員の活動や地域との関わり、研修の様子など、土地家屋調査士としての誇りを共有できる内容を掲載しております。この会報が、業務への理解を深めるきっかけとなり、また会員同士のつながりを強める一助となれば幸いです。

広報部としては、来年度も引き続き、分かりやすく、親しみやすく、そして職務の重要性をしっかり伝える情報発信に努めてまいります。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

(広報部長：津田真宏)

### 会報 木の国わかやま 第82号

発行日 令和8年1月

発行所 和歌山県土地家屋調査士会

☎ 640-8144

和歌山市四番丁7番地

TEL (073)421-1311

FAX (073)436-8101

発行者 会長 西端 俊彦

印 刷 白光印刷株式会社

TEL (073)446-8880

FAX (073)446-8881

# 測量機器総合保険 (動産総合保険) のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

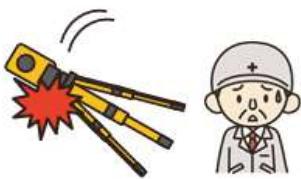
会員が所有・管理する測量機器(製品Noのある機器に限る)について

業務使用中、携行中、保管中等の  
偶然な事故による損害に対し、  
保険金をお支払いします。

例えば

1

測量中誤って  
測量機器を倒し壊れた。



2

保管中の測量機器が  
火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、自宅等  
に保管中に盗難にあった。



等

●個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

保険金額200万円の年間保険料

測量機器総合保険(本制度): 30,000円

動産総合保険(個別加入): 83,820円

約64%  
割安!

●免責金額はありません。

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。詳細はパンフレット等をご覧ください。  
ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

2025年4月1日午後4時から2026年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途中での加入もできますので、ご希望の場合は桐栄サービスまでご連絡ください。

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10

土地家屋調査士会館6F

TEL 03(5282)5166

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03(3259)6692

法律に定められた不動産登記に必要な土地・建物の調査・測量  
及び表示登記申請業務は「土地家屋調査士」が行います。

## 土地家屋調査士の業務内容

### 【土地関係】

土地の調査・測量  
分筆の登記  
地積更正の登記  
合筆の登記  
表示の登記  
地目変更の登記  
地図訂正の申出等

### 【建物関係】

建物の調査・測量  
新築（表示）の登記  
増築の登記  
取りこわし（滅失）の登記  
種類変更の登記  
分割、合併の登記  
区分建物、建物区分の登記等

★詳細は和歌山県土地家屋調査士会事務局でお聞き下さい。

住 所 和歌山市四番丁7番地  
電 話 073-421-1311  
F A X 073-436-8101  
E-mail info@chosashi-wakayama.jp  
U R L <http://chosashi-wakayama.jp/>